

令和7年度 茨木市運送業事業者支援給付金 Q&A

(R7.4)

	区分	問	答え															
1	趣旨	本制度の目的は？	原油価格の高騰等により、厳しい経営状況にある運送業事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援することを目的としています。															
2	対象要件 (申請者)	対象者は？	以下のいずれにも該当する方。 ①道路貨物運送業または道路旅客運送業を営む <u>中小企業者</u> 。 （必要な許可・届出を行っていること） （みなし大企業をのぞく） 営業実態があり、今後も事業継続意思がある。 ②R7.4.1時点で、茨木市内に営業所があり、運送業事業用の車両 （緑ナンバーまたは黒ナンバー）を保有していること。 ③市税の滞納がないこと。 ※「中小企業者」とは、 運送業の場合は「資本金3億円以下」「従業員数300人以下」 いずれかを満たす法人または個人事業主															
3	対象要件 (中小企業)	「中小企業者」の定義（規模）は？	以下に当てはまる法人、又は個人事業主が該当します。 ※ (A) (B)いずれかを満たすこと <table><tr><th>業種</th><th>資本金(A)</th><th>*従業員数(B)</th></tr><tr><td>製造業、建設業、運輸業、その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業 (宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業含む)</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業 (飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業含む)</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr></table>	業種	資本金(A)	*従業員数(B)	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業 (宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業含む)	5,000万円以下	100人以下	小売業 (飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業含む)	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金(A)	*従業員数(B)																
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
サービス業 (宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業含む)	5,000万円以下	100人以下																
小売業 (飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業含む)	5,000万円以下	50人以下																
4	対象要件 (中小企業)	みなし大企業の定義は？	資本金もしくは出資金が1億円以下であり、かつ次の条件のいずれかを満たす法人を指します。 ①発行済み株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人 ②発行済み株式または出資の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人 ※大規模法人とは以下のいずれかに該当する法人のことを指します。 ・資本金または出資金が1億円超の法人 ・資本または出資を有しない法人で常時使用従業員数が1,000人超の法人 ・大法人（資本金または出資金が5億円超の法人など）の100％子法人 ・グループ内の複数の大法人に発行済み株式または出資の全部を保有されている法人															
5	対象要件 (業種)	業種の制限はありますか？	はい。 道路貨物運送業または道路旅客運送業の事業者（他者の需要に応じて、有償で自動車を使用して貨物・旅客を運送する事業）の方が対象です。															
6	対象要件 (業種)	「道路貨物運送業」とは？	貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定されている「貨物自動車運送事業」です。 ①一般貨物自動車運送事業 ②特定貨物自動車運送事業 ③貨物軽自動車運送事業															

	区分	問	答え
7	対象要件 (業種)	「道路旅客運送業」とは？	道路運送法第3条に規定されている「旅客自動車運送事業」です。 ①一般乗合旅客自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業 ④特定旅客自動車運送事業
8	対象要件 (申請者住所)	申請者の住所や本社が市外の場合も申請できますか？	茨木市内に、要件を満たす営業所と車両を有していれば、申請者の住所や会社の本社所在地が市外でも申請できます。 逆に、住所や本社所在地が市内でも、営業所が市外である場合は、対象となりません。
9	対象要件 (営業所の場所)	市内と市外に営業所が複数あります。市外事業所の車両も対象になりますか？	なりません。 給付の対象は、茨木市内の営業所に保有されている車両のみです。
10	対象要件 (複数営業所)	1事業主（1法人）で、茨木市内で複数の営業所があります。営業所ごとに申請できるのですか？	申請は、1事業者につき1回のみです。 1つの申請に、複数営業所の内容をまとめて申請してください。 なお、給付金の上限額は、1事業者につき30万円です。
11	対象要件 (車両)	対象となる車両とは？	以下のいずれにも該当する車両が対象です。 ①運送業の事業用車両（緑または黒ナンバー） ②R7.4.1時点で、茨木市内の営業所で保有している車両 ③申請者に使用権があること。（所有またはリース契約） ※ 営業車など、運送事業用でない車両（白ナンバー）は、対象となりません。
12	対象要件 (車両)	対象車両を保有する「営業所」とは？	配車業務などの運送事業管理を行う場所で、運送業許可申請・届出の際に登録している場所です。
13	対象要件 (車両)	自己（自社）の所有でない車両も対象となりますか？	リース契約をしているものなど、使用権利や補修義務が申請者にあることが認められる場合は、対象となります。 契約期間も短く、保守・修繕についても所有者が行うレンタカーについては、対象となりません。
14	対象要件 (売上の減少)	売上減少の要件はありますか？	ありません。
15	給付金額	給付金額は？	（茨木市内の営業所に保有する運送事業用車両の台数）× 3万円 です。 なお、1事業者あたり30万円が上限額です。 ※令和4年度に実施した運送業事業者支援給付金は、車両の種類によって給付額が異なりましたが、今回は車両の種類に関わらず「3万円/台」です。
16	申請手続き (申請方法)	申請方法・期間は？	令和7年5月1日（木）～令和7年7月31日（木）【予定】の間、郵送または窓口で受付けています。（オンライン申請はありません。） 【窓口】茨木市役所南館9階特設会場 【郵送】〒567-8505 茨木市産業環境部商工労政課 運送業事業者支援給付金係 指定の様式は、市HPからダウンロードできます。もしくは商工労政課（市役所本館7階）または上記窓口で配布します。 混雑を避けるため、可能な限り郵送での申請にご協力お願いいたします。 ※ 市役所南館9階特設会場の窓口は、受付開始日からの開設となります。

	区分	問	答え
17	申請手続き (申請書類)	申請書類は何が必要ですか？	以下の書類をご提出ください。 ①申請書兼請求書 ②暴力団の排除に関する要綱に規定する誓約書 ③明細書 ④運送業の許可書又は届出書の写し ⑤対象となる車両の車検証の写し ⑥給付金の振込口座の情報が確認できる書類 ⑦個人事業主は、本人確認書類の写し ⑧創業後、確定申告時期が未到来の場合は、開業届（個人）法人設立届出書（法人）の写し ※①②③は、市所定の様式です。 市HPからダウンロードできます。 市役所南館 9 階特設会場受付窓口(受付開始日以降) または商工労政課（本館 7 階）での配布も可能です。
18	申請手続き	「給付金の振込口座の情報が確認できる書類」について、紙の通帳がない場合は、何を提出すれば良いですか？	「銀行名・支店名」「口座種別（普通・当座）」、「口座番号」「口座名義人（フリガナも）」が確認できるものをご提出ください。
19	申請手続き	振込口座は、誰の名義でも良いですか？	申請者名義の口座としてください。
20	その他	申請後、給付までの手続きはどうなりますか？	市で申請内容の審査を行い、交付の決定または不決定を文書で通知します。交付が決定した場合、通知から 2 ～ 4 週間後に指定の口座に給付金を振り込みます。